



# 釧路市景観計画

## 概要版

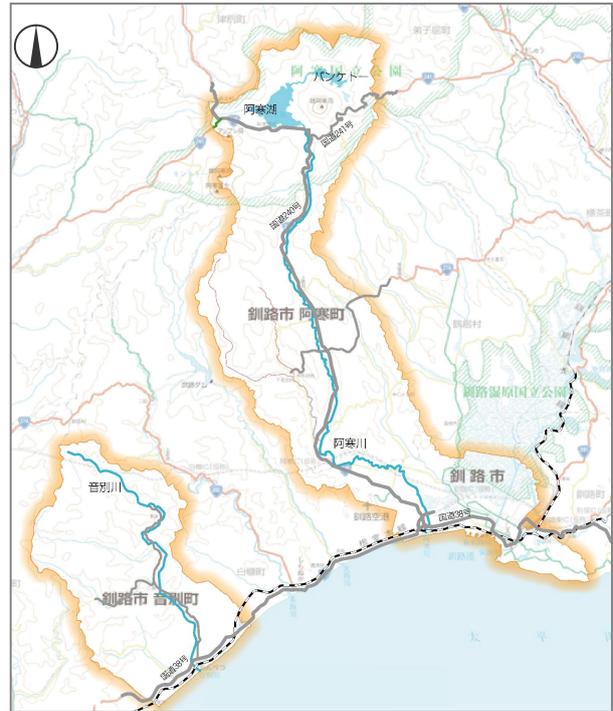
## 景観計画区域

世界に誇れる貴重な自然を持つ東北道の拠点都市として、本市全体の景観づくりを一体的に進めていくため、景観法に基づく景観計画の区域を「本市全域」とします。

### 景観計画重点区域

景観づくりを推進する上で重要な、次の基準に該当する区域を「景観計画重点区域」として指定します。

- 地域を活性化する拠点として良好な景観を形成する必要がある区域
- 観光の振興や交流の促進を図る上で、良好な景観を形成する必要がある区域



### 景観形成推進区域

良好な自然景観や田園景観を有し、周囲の景観とともに良好な景観を将来にわたり保全していくことが必要な区域を「景観形成推進区域」として指定します。



#### 【道道釧路空港線周辺地区】

- ・ 道道釧路空港線沿道から100mの範囲
- ・ 国道240号線一部沿道から100mの範囲



## 良好な景観の形成に関する方針

### 景観形成の基本的な考え方・基本目標

#### 基本的な考え方

地域の自然、歴史、文化等と市民の生活、経済活動等との調和に配慮した個性豊かな景観づくり

美しい自然を生かした景観づくり

緑の保全、創出による景観づくり

市民、事業者、市の協働による景観づくり

次代の市民に引き継いでいく景観づくり

#### 基本目標

##### (1) 東北道の拠点都市にふさわしい風格ある景観づくり

東北道の拠点都市として、潤いのある個性豊かな生活環境の創造とともに、さらに圏域をリードしていくため、東北道の幅広い産業と暮らしを支える釧路港や道東地域の交通拠点である釧路駅から北大通、釧路川周辺など、「東北道の拠点都市にふさわしい風格ある景観づくり」を進めます。

##### (2) 大自然と共生する緑豊かな景観づくり

多彩でかけがえのない自然環境の保全や適正な利用とともに、市街地における魅力と個性に満ちた身近な緑の創造に努めるなど、自然との調和を図りながら、市民と行政が一体となって「大自然と共生する緑豊かな景観づくり」を進めます。

##### (3) 賑わいと交流を育む景観づくり

市民の暮らしの中の地域コミュニティや、観光をはじめ、芸術・文化、教育、スポーツ、祭りなど様々な分野における交流の舞台として「賑わいと交流を育む景観づくり」を進めます。

##### (4) 産業の活気が感じられる景観づくり

経済活動の場の快適性を重視しながら、既存の産業の営みや新産業の創出を通じて形成される産業景観が、次代に亘っても愛され、親しまれる、魅力ある景観となるよう、それぞれの産業の特性を活かした「産業の活気が感じられる景観づくり」を進めます。

##### (5) 歴史と文化が香る景観づくり

市民一人ひとりが地域の歴史文化に対する意識を高め、新たな地域資源の発掘とともに、貴重な財産である史跡や遺跡など、本市の歴史・文化的景観資源の保全、活用を図りながら、これらの資源と調和した「歴史と文化が香る景観づくり」を進めます。

## 景観ゾーン

### ● 海岸景観ゾーン

砂浜の自然海岸や河岸段丘の迫力ある断崖などの特徴的な海岸線の保全、背後に自生する貴重な海岸植物の保護に努めるなど、良好な海岸景観の形成を図ります。

### ● 森林景観ゾーン

豊かな森林は、水源のかん養や地球温暖化防止などの公益的機能を有しているとともに、四季折々の美しい景観を創出する空間であることから、地域の特性や森林の形態に応じた適切な森林整備に努め、良好な森林景観の保全を図ります。

### ● 港湾・漁港景観ゾーン

西港区は、基幹産業である水産、紙パルプに関連した製造業や流通施設などの工場施設等が集積しており、港湾整備と併せて緑に囲まれた整然とした景観の形成を図ります。

東港区は、まちと港が一体的に感じられる場所である特性を活かし、港町釧路の顔にふさわしい景観の形成を図ります。

千代の浦漁港、桂恋漁港は、市民や観光客が漁業にふれあえる景観の形成に努めます。



### ● 市街地景観ゾーン

住居系地区は、花や木に囲まれた緑豊かな街並みづくりを進め、潤いと豊かさを感じられる景観の形成を図ります。

都心部の商業地は、賑わいがあり多様な魅力を備えた景観の形成を図るとともに、大型店を核とした地域商業集積地は、近隣住宅地との調和に配慮した景観の形成を図ります。また、その他の商業地は、身近で親しみのある景観の形成を図ります。

工業地区は、本市の産業を代表する地区であり、工場等の緑化整備などにより、周囲の街並みと調和した景観の形成を図ります。

### ● 自然環境景観ゾーン

優れた自然の風景地である阿寒摩周国立公園、釧路湿原国立公園とその周辺は、国などの関係機関と連携し、自然景観の保全を図ります。

### ● 田園・丘陵景観ゾーン

酪農を中心とした田園景観は、本市の重要な産業景観であり、周辺の丘陵地や森林などの自然環境に配慮しながら、良好な景観形成を図ります。

## 景観軸

### ● 道路軸

沿道の緑化による緑豊かな景観の創出に努めるとともに、屋外広告物の規制誘導などにより、周辺環境と調和した良好な道路景観の形成を図ります。

### ● 河川軸

河川環境の維持・保全を図りながら、河岸等の緑化整備を進め、水と緑あふれる河川景観の創出に努めます。

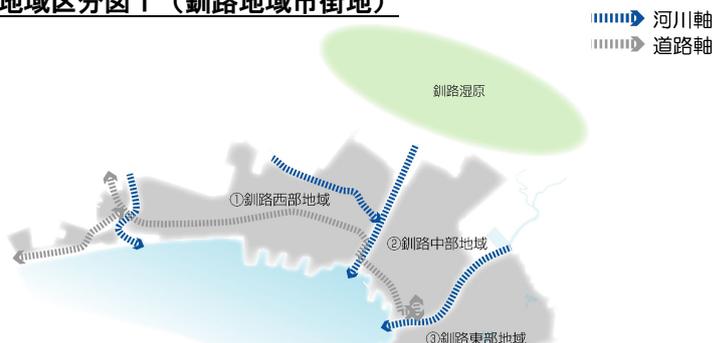
## 地域別の景観形成の方向性

釧路らしい良好な景観形成の推進には、全市的な観点に立った景観づくりはもとより、これまでそれぞれの地域において、育み、培ってきた優れた自然環境、産業や伝統文化などを活かしながら景観づくりを進めていくことが重要です。

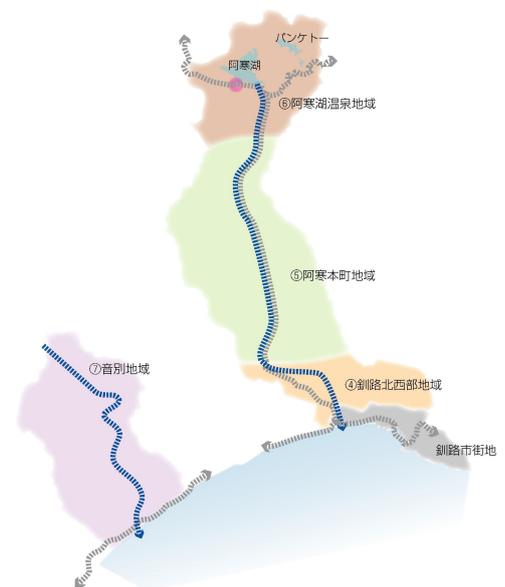
このため、本市の「総合計画」の地域別整備の基本方向や「都市計画マスタープラン」の地域別構想などを踏まえ、本市を七つの地域に区分し、景観形成の方向性を示します。

景観計画の地域区分		地域の範囲
釧路地域	①釧路西部地域	新釧路川以西
	②釧路中部地域	釧路川から新釧路川まで
	③釧路東部地域	釧路川以东
	④釧路北西部地域	釧路湿原国立公園内、西部農村地区
阿寒地域	⑤阿寒本町地域	本町地区、布伏内・徹別・仁々志別地区
	⑥阿寒湖温泉地域	阿寒摩周国立公園内
音別地域	⑦音別地域	市街地区、農村地区

■ 地域区分図 1 (釧路地域市街地)



■ 地域区分図 2



# 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

## 届出対象行為

釧路市全域（景観計画重点区域、景観形成推進区域を除く）

### ①建築物の建築等

行為の区分	規 模
新築、増築、改築又は移転	高さが13m又は延べ面積が1,500㎡を超えるもの
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記の規模を超えるもので、一壁面の変更面積がその面の1/2を超えるもの

### ②工作物の建設等

種別・内容	行為の区分	規 模
木柱、鉄柱、鉄筋コンクリート柱等	新築、増築、改築又は移転	高さが15mを超えるもの (建築物と一体となって設置される場合にあつては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが15mを超えるもの)
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記の規模を超えるもので、変更面積が全体の1/2を超えるもの
上記以外の工作物	新築、増築、改築又は移転	高さが8mを超えるもの (建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該工作物の高さが8m、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13mを超えるもの)
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記の規模を超えるもので、変更面積が全体の1/2を超えるもの

### ③開発行為

行為の区分	規 模
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	土地の面積が10,000㎡を超えるもの

## 景観計画重点区域

景観計画重点区域における行為の制限等については、区域ごとに届出対象行為及び景観形成基準を定めるものとします。

## 景観形成推進区域

行為の区分・規模
①建築物の新築、増築、改築又は移転
②建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 (一壁面の変更面積がその面の1/2を超えるもの)
③工作物の新築、増築、改築又は移転(建築確認が必要なもの)
④工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(変更面積が1/2を超えるもの)
⑤土地の形質の変更
⑥樹木の伐採

## 景観形成基準

区分		基準	
建築物	配 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特性や周辺景観との調和に配慮した配置とする。</li> <li>・地域の良好な眺望景観を阻害しないように配慮する。</li> </ul>	
	形態 意匠	全 般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形態・意匠とする。</li> <li>・建築物全体を統一感のある形態・意匠とする。</li> </ul>
		壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給排水管、ダクト等は、外壁面に露出しないよう配慮する。</li> <li>・やむを得ず露出する場合は、壁面と同一色調となるよう配慮する。</li> </ul>
		屋上設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上設備等は、道路等の公共空間から見えにくい位置に設置する。</li> <li>・やむを得ない場合は、壁面を立ち上げるか覆いを設けるよう配慮する。</li> </ul>
		屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物と調和した形態、材料、色彩となるよう配慮する。</li> </ul>
		バルコニー ベランダ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗濯物等が道路等の公共空間から直接見えにくい構造、意匠となるよう配慮する。</li> </ul>
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街並みや周辺景観との調和に配慮した色彩とする。</li> <li>・複数の色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和・バランスに配慮する。</li> </ul>	
	外 構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共空間に面した空間は、沿道としての一体感や連続性の確保に配慮し、可能な限り修景を行う。</li> <li>・敷地内の植栽等に努め、緑の空間形成に配慮する。</li> </ul>	
そ の 他※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美観を保持しやすい材質の使用に努める。</li> </ul>		
工作物	配 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の良好な眺望景観を阻害しないように配慮すること。</li> </ul>	
	形態、意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺に突出感、違和感を与えない形態、意匠となるように配慮する。</li> </ul>	
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街並みや周辺景観との調和に配慮した色彩とする。</li> <li>・複数の色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和・バランスに配慮する。</li> </ul>	
	外 構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共空間に面した空間は、植栽等を行い、周辺に圧迫感を与えないように配慮する。</li> <li>・敷地内の植栽等に努め、緑の空間形成に配慮する。</li> </ul>	
開発行為 (土地の形質の変更※)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺地域のスカイラインを乱さないように努める。</li> <li>・境界部や道路等は、植栽や街路樹で周辺に圧迫感を与えないように配慮する。</li> <li>・周辺景観との調和や歩行者等に対する優しさに配慮する。</li> </ul>	
共 通		<ul style="list-style-type: none"> <li>・街並みを美しく保つため、形態や材料等については、維持管理の責任の持てるものとする。</li> <li>・建築物等のライトアップは、周辺環境等への影響に配慮する。</li> <li>・電飾物等に使用する色彩については、けばけばしい色を避け、周辺景観を阻害しないように配慮する。</li> </ul>	

※景観形成推進区域のみ

## 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

### 景観重要建造物の指定の方針

市民などに親しまれている景観上重要な建造物について、次の基準のいずれかに該当する建造物を、所有者の意見を聴いて「景観重要建造物」として指定します。

- 特徴的な外観を有し、地域のシンボリックな存在として周辺の景観を先導するなど、地域の良い景観形成に重要なもの。
- 地域の自然、歴史、文化、生活などからみて、地域の景観を特徴づける外観を有しているもの。

### 景観重要樹木の指定の方針

市民などに親しまれている景観上重要な樹木について、次の基準のいずれかに該当する樹木を、所有者の意見を聴いて「景観重要樹木」として指定します。

- 樹高や樹形などの外観上の特徴を有し、地域のシンボリックな存在として、地域の良好な景観形成に重要なもの。
- 地域の自然、歴史、文化、生活などからみて、地域の景観を特徴づける樹容を有しているもの。

## 公共施設の景観形成に関する事項

### 公共施設の整備に関する基本的な考え方

公共施設の整備に当たっては、周辺の環境や街並み、歴史的、文化的景観資源との調和を図り、良好な景観形成の推進を図ります。また、必要がある場合については、国や北海道に対しても協力を求めるものとします。

### 景観重要公共施設の基本的な考え方

本市の良好な景観を形成する上で特に重要な公共施設について、管理者と協議の上、「景観重要公共施設」として位置づけ、積極的に整備を推進していくものとします。

## 屋外広告物に関する事項

本市においては、北海道と連携を図りながら「北海道屋外広告物条例」を適切に運用することにより、良好な景観形成の誘導を図っていきます。

## 景観形成の推進方策

### 市民・事業者・行政の協働による景観づくり

釧路らしい景観形成の推進には、市民・NPO、事業者、行政がそれぞれの役割を担うとともに、相互に意見交換しながら、持続的な景観づくりを進めていくことが必要です。

景観づくりを進めるためには、市民の理解が必要不可欠です。また、民間事業者の一部には、景観づくりは経済活動を規制するものという意識があります。

そのため、景観づくりについて、地域の経済活動を活発化する上で必要不可欠であることや、市民の暮らしを豊かにする上でも重要であることを十分に理解してもらうことが必要であり、市民等への広報や普及啓発に努めます。



釧路市 住宅都市部 都市計画課

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

TEL (0154) 31-4554

FAX (0154) 25-8149

E-mail to-toshikei@city.kushiro.lg.jp

(2021年(令和3年)4月1日一部改訂)